

業委員会の推進委員であつた者を、法第十九条の規定によらないで、拡大市町村の農業委員会の推進委員として嘱託することができる。

第一項又は第五項の規定により境界変更日において農業委員会の委員又は推進委員の定数を変更しようとする場合には、関係市町村は、あらかじめ、他の関係市町村の同意を得なければならぬ。この場合において、当該同意については、当該他の関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（農林水産省令への委任）
第十三條 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の施行に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(法第五十六条の政令で定める業務)

第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一 次のイからカまでに掲げる法令の規定により都道府県機関が行う業務

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十七条第六項及び第九十八条第九項
（三つ）記三〇同上第百一十九条、（三つ）（三月一日）の易合の如き。左は二箇所第一項

(これらの規定を同法第一百一一条において準用する場合を含む)並びに第九十九条第十項(同法第一百条第二項及び第一百条の二第二項(これらの規定を同法第一百一一条において準用す

る場合を含む。)並びに第百一条、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十三条の五農業組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第十一條、集落地

域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十二条並びに市民農園整備促進法（平成二年法律第二百四十一号）

口 農地法第四条第四項及び第五項（これらの規定を同条第十項（同法第五条第五項において
律第四十四号）第六条において準用する場合を含む）

読み替えて準用する場合を含む。) 及び同法第五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。), 第十八条第三項並びに第三十九条第四項(司法第四十一条第二項において準用す

る場合を含む。)

ハ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第一百三十六条第一項及び第二項（これら
の規定を大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年
八月二十二日法律第二百四十一号）第二条第一項第一号に規定する区域）

法律第六十七号）第一百一条、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十七条第八項及び大規模災害からの復興にに関する法律（平成二十五年法律第五十五号）

(号)第二十一条第八項において準用する場合を含む。)

二 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）

本農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第六項並びに第十二条第八項及び第九項（二二一の規定を同法第十三条第三項において準用する場合並びに同法第十

（但し、第六項の規定を同法第一三五条第二項において、前項でない場合に於ては同法第一三六条の二第四項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第八条第四項及び第五項

ト 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百七十七号）第二十二条の一第一項及び第十三項（これらの規定を同法第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項による、

及で第一三五〇（これの規定を同法第二二二条の二第三五〇及で第二二二二条の四第三五〇に付し）
て準用する場合を含む。)

チ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第十五項及び第十六項（これらの規定を同条第十八項、第二十一項及び第一項に付加する。）

二十三項（これらの規定を同条第二十八項において準用する場合を含む。）並びに第二十八項において準用する場合並びに同法第八条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）

リ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

(平成二十五年法律第八十一号) 第七条第十二項及び第十三項(これらの規定を同法第八条第四項において準用する場合を含む。)

又 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十二号）第二十一条第十四項及び第五十五項（二つ以上の規定と同条第

（これらの規定を同条第三項及第十四項）

十六項（同法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第二十二条第四項において準用する場合並びに同法第三十九条第七項（同法第四十条第四項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）

二 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条第二項の規定により読み替えて適用する同令第七十一条

ヲ 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

ワ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）第一条第二項及び第三項

カ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）第十一條第二項及び第三項

二 次のイ及びロに掲げる協議において都道府県機構が行う業務

イ 東日本大震災復興特別区域法第四十九条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項及び第八項の協議

ロ 大規模災害からの復興に関する法律第十三条第四項第五号に掲げる事項に係る同条第七項及び第八項の協議

三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行う業務

イ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十七第二項の農林水産省令・国土交通省令 同条第一項の協議

ロ 地域再生法第十七条の五十六第二項の農林水産省令 同条第一項の協議

ハ 東日本大震災復興特別区域法第二十四条第二項第一号の農林水産省令 同条第一項第一号に該当する同項の計画に係る同項の協議

ニ 東日本大震災復興特別区域法第四十七条第四項第十五条の農林水産省令 同法第四十九条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議

ホ 東日本大震災復興特別区域法第四十九条第八項第五号の農林水産省令 同条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第八項の協議

ヘ 大規模災害からの復興に関する法律第十二条第四項第十五条の農林水産省令 同法第十三条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第七項の協議

ト 大規模災害からの復興に関する法律第十三条第八項第五号の農林水産省令 同条第四項第四号に掲げる事項に係る同条第八項の協議

附 則 抄

この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二十六年七月一六日政令第二六四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日政令第三〇一号）抄

この政令は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日（昭和二十七年八月一日）から施行する。

附 則（昭和二七年八月二九日政令第三六九号）抄

この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則（昭和二九年五月一〇日政令第九四号）

この政令は、町村合併促進法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第七十九号）附則第十項の規定の施行の日（昭和二十九年五月三十日）から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

町村合併促進法の一部を改正する法律附則第十二項の規定による農業委員会法第二条第二項の規定は、町村合併促進法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第七十九号）附則第十項の規定の施行の日（昭和二十九年五月三十日）から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、改訂後農業委員会法施行令第十五条から第十七条までの規定の例によるものとする。

<p>3 町村合併促進法の一部を改正する法律の施行前に地方自治法第七条第一項の規定による申請を行つた市町村についての改正後の第十五条の規定の適用（前項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）については、同条中「当該関係市町村が当該廃置分合又は境界変更につき地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により申請する日までに」とあるのは、「なるべくすみやかに」と読み替えるものとする。</p>
<p>附 則（昭和二九年六月二一日政令第一五二号）抄</p> <p>1 この政令は、昭和二十九年七月二十日から施行する。但し、次項の規定及び第八項中奄美群島の復帰に伴う農林省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百十一号）第四条の改正に係る部分の規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和三〇年二月二八日政令第二二号）抄</p> <p>1 この政令は、昭和三十年三月一日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和三一年三月二七日政令第三五号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和三一年八月二一日政令第二六五号）抄</p> <p>1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百四十七号）及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和三十一年法律第四百四十八号）の施行の日（昭和三十一年九月一日）から施行する。</p>
<p>附 則（昭和三一年六月三日政令第一一三号）抄</p> <p>1 この政令は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年七月二十二日）から施行する。ただし、農業委員会等に関する法律施行令第二条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和三三年五月二九日政令第一四五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、昭和三十三年六月一日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和三七年七月二七日政令第三〇六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、昭和三十七年八月十日から施行する。</p>
<p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>4 この政令の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例により行われる選挙に関する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（昭和三五年六月三〇日政令第一八五号）</p> <p>この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十五年七月一日）から施行する。</p>
<p>附 則（昭和三七年七月二七日政令第三〇六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、昭和三十七年八月十日から施行する。</p>
<p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>4 この政令の施行前にした行為及び前二項の規定により従前の例により行なわれる選挙若しくは投票又は直接請求若しくは解職の請求に関する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（昭和三八年五月二七日政令第一七一号）抄</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和三九年八月二十五日政令第二七七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の次に三条を加える改正規定（第十八条の二を加える部分に限る。）、第二十条の次に一条を加える改正規定、第百三十九条の改正規定、第一百四十一条の二の改正規定（（市の区域に関する部分を除く。）及び第五項を「（市の区域に関する部分を除く。）」に改める部分に限る。）及び第五项を「（市の区域に関する部分を除く。）」に改める部分に限る。）及び第百四十五条の改正規定（補充選挙人名簿登録申出書に係る部分に限る。）及び附則第八項（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第五条第四項を改正する部分に限る。）の規定は昭和三十九年十月一日</p>

<p>から、第五十八条を削り、第五十九条を第五十八条とし、同条の次に一条を加える改正規定、第六十条第一項及び第六十三条第二項の改正規定並びに第一百四十五条の改正規定（「これらを入れる封筒」の下に「第五十九条第二項の規定による請求書（同条第三項の保管箱及び保管用封筒）を加える部分に限る。）及び附則第六項（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六条、第一百四条、第一百七条及び第一百八十四条を改める部分に限る。）、附則第七項、附則第九項（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条を改める部分中「第五十九条」を「第五十八条」に改める部分に限る。）及び附則第十一項（新市町村建設促進法施行令（昭和三十一年政令第二百二十三号）第十七条第一項を改める部分に限る。）の規定は昭和三十九年十二月一日から、第一百四十六条の改正規定及び附則第十項の規定は次の総選挙から施行する。）</p>
<p>（適用区分）</p> <p>2 この附則に特別の定めがあるものを除くほか、この政令による改正後の公職選挙法施行令（補充選挙人名簿の登録の申出、指定船舶に乗船中の船員の不在者投票の特例、特定の市の区に対する衆議院議員の選挙区に関する規定の適用の特例及び奄美群島選挙区における選挙の特例に係る部分を除く。）の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和三十九年十月十日から適用し、この政令による改正後の地方自治法施行令第百九条及び第一百八十七条、漁業法施行令第八条及び第九条、農業委員会等に関する法律施行令第六条（公職選挙法施行令第五十八条の準用に係る部分を除く。）並びに新市町村建設促進法施行令第十五条及び第十六条の規定は昭和三十九年十月十日から適用する。</p>
<p>附 則（昭和四〇年四月三〇日政令第一三六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、昭和四十年五月一日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四一年三月三一日政令第九〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、昭和四一年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四一年八月五日政令第二八六号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、昭和四一年九月三十日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四四年五月一六日政令第一一八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、昭和四四年五月二十一日から施行する。</p>
<p>第一条 この政令は、昭和四十四年七月二十日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四四年八月二五日政令第二三八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、昭和四四年九月一日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和五一年六月一一日政令第一四三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和五五年八月二九日政令第二二一号）</p> <p>（施行期日等）</p> <p>1 この政令は、農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第六十七号）の施行の日（昭和五十五年九月二十日）から施行する。</p>
<p>附 則（昭和五八年二月二二日政令第一六号）抄</p> <p>（施行期日等）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。</p>

（経過措置）

第四条 第二条から第五条までの規定による改正後の地方自治法施行令、最高裁判所裁判官国民審査法施行令、漁業法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の規定は、施行日以後にその期日を告示される投票、審査又は選舉について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票、審査又は選舉については、なお従前の例による。

第一条 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(改正後の地方自治法施行令等の適用区分)

(改正後の地方自治法施行令等の適用区分)

第三条 第二条の規定による改正後の地方自治法施行令、第四条の規定による改正後の漁業法施行令及び第五条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律施行令の規定は、施行日から起算して三月を経過した日以後その期日を告示される投票又は選舉について適用し、施行日から起算して三月を経過した日前にその期日を告示される投票又は選舉については、なお従前の例によ

附 則（昭和六〇年五月一八日政令第一二八号）抄
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成四年一二月一六日政令第三七八号）抄

(施行期日) 二〇一〇年三月一日

1
この政令は、公布の日から施行する。
附 則
(平成六年一月二十五日政

第一条 本政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日から施

(改正後の地方自治法施行令等の適用区分)
行する。

第五条 第二条から第五条までの規定による
査去施行令、漁業去施行令及び農業委員会

査定旅行令 沖縄旅行令及び財業委員会
日を告示される投票、審査又は選挙につい

投票、審査又は選挙については、なお従前の例による。
附則（平成一〇年一月三〇日政令第一六号）抄

(施行期日) 第二条 二つ文今ま、六ヶ儀選手去つ一部ビラ王十の去津(平成三十去津第二十二月)の施行の日

第一条 この政令は、公職選舉法の一部を改正する法律(平成十年六月一日)から施行する。

(施行期日) 附則(平成一〇年五月二〇日政令第一七六号)

1 この政令は、公布の日から施行する。
(適用区分)

2 改正後の第二条の二の規定は、平成十
（適用区分）

選挙から適用し、同日以後初めて行われる
日が告示された農業委員会の委員の選挙

附 則 (平成一〇年一〇月三〇日政令第三五
(西丁月日)

1 (施行期日) この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

(施行期日) 附則 (平成一〇年一二月一日政令第三八八号) 拝

第一条 この政令は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（第五章 不二三七五条（第二条）、第三七六条（第二条）、第三七七条（第二条））は、平成十二年一月三十日まで（第二条）、第三七八条（第二条）、第三七九条（第二条））は、平成十二年二月三十日まで（第二条）施行する。

五章の二 在外投票（第六十五条の二—第六十五条の二十一）／に改める部分に限る）、第十九者投票（第五十条（第六十五条）／を／第五章 不在者投票（第五十条（第六十五条）／に改める部分に限る）、

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中地方自治法施行令第九十二条第五項第四号の改正規定、第七条中公職選挙法施行令第八条第一項の改正規定及び附則第九条の規定 平成十五年一月一日

第一条 この政令は、平成十二年五月一日から施行する。
(施行期日)

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新法」という。）第十七条から第十九条までの規定による農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な行為は、改正法の施行の日前においても行うことができる。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3 改正法第二条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第十二条の規定により選任された委員（この政令の公布の際現在に在任するものに限る。以下「在任選任委員」という。）の数が七人を超えている農業委員会（以下「超過農業委員会」という。）についての新法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、超過農業委員会の委員の定数の設定の状況及び任期満了の時期を勘案して農林水産省令で定める日までの間、この政令による改正後の農業委員会等に関する法律施行令第五条の規定にかかるらず、同条の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数に、在任選任委員の数から七を減じて得た数を加えて得た数以下であることとする。

附 則（平成二十七年一二月二四日政令第四四〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年一月二九日政令第二七七号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年四月二〇日政令第二〇三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月一四日政令第一九三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月二十四日）から施行する。

附 則（平成三〇年六月一一日政令第一七八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一一月九日政令第三一一号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年十一月十六日）から施行する。

附 則（令和元年一二月二五日政令第二〇五号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月五日）から施行する。

附 則（令和三年九月三日政令第二四八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置） 第二条 この政令の施行に伴う農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、この政令の施行前においても行うことができる。

附 則（令和四年六月二二日政令第二三〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、令和四年七月一日から施行する。

附 則（令和四年八月一〇日政令第二七九号）抄

附 則（令和四年九月七日政令第二九九号）
この政令は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附 則（令和四年一月二八日政令第三五六号）
この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。